

監査公表 第 3 号

地方自治法第199条の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和8年9月3日

筑後市監査委員 木 庭 雄 二
筑後市監査委員 大 石 昭 彦

監査の結果に関する報告について

1 監査の種類 定期監査

2 監査の対象及び実施期日

(1) 議会事務局

実施期日 令和8年4月30日

(2) 企画調整課

実施期日 令和8年5月11日

(3) 消防本部

実施期日 令和8年5月20日、21日

(4) 上下水道課 (水道事業)

実施期日 令和8年6月29日

(5) 上下水道課 (下水道事業)

実施期日 令和8年6月30日

(6) 社会教育課

実施期日 令和8年7月2日、3日

(7) 税務課

実施期日 令和8年7月9日

(8) 庁舎建設推進室

実施期日 令和8年7月16日

(9) 出納室

実施期日 令和8年7月22日

(10) 契約管財課

実施期日 令和8年7月22日

3 監査の範囲及び方法

監査は、筑後市監査基準に準拠し、令和7年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務について、具体的な事務処理等が関係の法令や条例及び規則等を踏まえているのかを重点にして実施した。

4 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね良好に処理されていることが認められたが、その一部において、改善を要する事項が認められた。その主なものの概要は次のとおりである。

【議会事務局】

1 業務委託契約について

業務契約を締結したのちは、契約書に定めるもののほか、仕様書等に従い誠実に履行しなければならない。

しかしながら、令和7年5月8日付で締結した業務委託単価契約（会議録作成委託業務）では、仕様書において納入期限日を議会終了後60日以内と定めているにもかかわらず、6月、9月及び12月定例会の議事録について、納入期限の不履行が生じている。

このことにより、会議録デジタル化業務委託における会議録データ更新に、遅延が生じる影響を及ぼしている。

【企画調整課】

1 歳入と歳出の相殺について

地方自治法第210条では、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないと定められている（総計予算主義の原則）。よって、歳出と歳入の相殺は認められない。

しかしながら、筑後市マイホーム取得支援事業において、令和6年度に支給すべき奨励金45,000円に対し、事務処理の誤りにより91,000円を支給していたため46,000円の過払い金が発生しているが、この令和6年度の過払い金を令和7年度支給の奨励金45,000円と相殺し、差額1,000円を返還金として納付させており、不適切な事務処理となっている。